

# 第二章

## 事前復興計画の取組の 推進

## 事前復興計画の推進

第一章で示したとおり、震災復興都市計画の策定において「できるだけ速やかに計画をつくる」、「十分な合意形成を図る」という2つの相反した命題を抱えつつ、被災後の混乱という特殊状況の中で復興まちづくりの検討を十分に行うことが極めて困難なことは言うまでもない。

この2つの命題は、どちらかを犠牲にしていいのものではなく、担当者は、最善の組み合わせとバランスをもって、復興都市計画を策定していかなければならない。そのためには、被災前の日頃から備えを進めておくことが最も効果的である。

本章では、この事前からの取組に関する事項、事前の事業実施における考え方などについて取りまとめている。

## (1) 事前復興計画とは

都市復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化等を図るためには、「事前復興計画」に取り組むことが有効である。

被災前から、地域の抱える自然災害リスク、脆弱性や課題に対して、住民の方と共に向き合い、被災時の様相の認知を高め、減災、改善について考えていくことにより、①被災後の復興をスムーズにする（危機管理）②災害が発生したとしても、被害がなるべく起きないようにする（対策実施による被害規模の低減）の両面対策を図っていくことが求められている。

この「事前復興計画」の言葉の明確な定義は定められておらず、自治体毎に定義され、様々な狙い、形、内容で取り組まれている。

本手引きでは、この「事前復興計画」の取組を「地区課題の改善について、地域住民の方々と協働で検討を進める取組。ひいては、被災後の震災復興都市計画のたたき台（素案）につながっていく様々な取組」と位置づける。検討の対象とする計画は、都市計画はもちろんのこと、局所的な施設整備計画や地区協定などの幅広い地区防災性の改善に資するもの全てを指すこととする。

この「事前復興計画」は、地域住民の方々と協働して策定を進めることとなるが、その策定を進める中で、①復興検討協議会の素地となる組織が地元で作られること、②地域の危険度の認識やその軽減のための検討が進められ、地域の将来像や対策の方向性が整理されること③対策実施に繋がり、被害の低減が進むこと、などが期待される。特に①の組織体制が被災する地域に整っていることは、阪神・淡路大震災での復興の実例のとおり、被災以後の計画づくりや合意形成において相当プラスとなるものと考えられる。

また、②の地域の将来像や対策の方向性が、被災前に整理されていることは、震災復興都市計画の策定において、非常に役に立つものと考えられる。被災後、事前に検討されていた地域の将来像等をたたき台として、復興計画の策定を行えることは、十分な合意の形成や速やかな計画策定において大変有効である。地域を離れて避難される方もいる特殊な状況で、全くの白紙の状態から地域の合意形成を進めていくことは、東日本大震災での教訓のとおり、相当時間を要する手続きとなる。従前か

ら地域で議論してきた将来像等を、復興都市計画における地域目標として位置付けることができるよう、被災前から準備しておくことが求められている。

## (2) 事前復興計画に取り組む視点

### ①被災後の速やかな都市の復興

東日本大震災の発生によって、「災害には上限がない」ということを改めて認識した。これまで自然災害リスクについては、その発生確率が極めて小さいことだけを見て、楽観的にリスクの規模や存在までも過小評価してしまってきた傾向がある。

発生確率は小さいものの、被害規模は、極めて大きいことから、自然災害リスクに対する低減対策は、優先順位が高いことを、忘れてはならない。また、自然災害については、被害を完全に無くしていくことは容易ではない点を踏まえると、これからは、被災後の復興についても想定を進め、出来る限りの備えを進めていかなければならない。

都市復興の遅れは、生活再建の遅れや産業復興の遅れなど、様々な影響を生じさせることから、他の復興の取組を先導していく速やかな手続き実施が重要となることを担当者は認識しておくべきである。

第一章で記述のとおり、手続き編は、迅速な復興を行うため、被災以後の県及び市町村職員の行動内容と考え方の基本を示しており、非常事態（危機発生）時のマニュアル・指針として活用されることを想定している。手続き編(P.6)でも記載のとおり、本手続き編を基本として、各市町村の組織や体制に応じた実行可能性の高い詳細なマニュアルづくりや市町村BCP（業務継続計画）の策定が進むことを期待している。

この震災復興都市計画に関する市町村危機管理マニュアル策定自体が、既に事前準備の一環となっており、非常事態（自然災害発生後）のための取組は、事前の段階から始まるという意識が重要である。

## ②事前復興計画を進める視点

事前復興計画の取組が、通常のみちづくりの取組と異なるのは、基本的に、地域の被災リスクについて住民主体で考えることにある。地域の抱える自然災害リスクについて、地域住民の方々が避難、救助、人命といった喫緊のテーマに向き合うことが重要となる。

事前復興計画の取組としては、対象地域の住民の方と行政が協働して実施するワークショップなどをきっかけに始められることが多い。この事前のワークショップなどの実施において、地域住民側の視点からは、事前の段階から最悪シナリオである被災後のことを話し合うことに対して抵抗感や違和感を生じさせてしまうことも想定される。そのため、地域の実情に応じて様々な名目やアプローチ手法が採られることが考えられるところである。どのような名目やアプローチであっても、復興の主体である地域住民の方々が参加する場が構成され、身近な課題の検討など、出来ることから、部分的にでも議論をすすめておくことが重要である。そして、これら検討の積み上げから、地域の将来都市像（都市復興像）を作り上げていくことが考えられる。地域の将来像は、被災前後の検討時点で変わるものではなく、共通のものとなる。そのため、地域毎のこれら検討結果は、市町村都市計画マスタープランに取り込んでいくこととなる。

この被災前の検討においては、正確な都市被災想定や情報が適切に提供されていることが欠かせない。地震・津波災害に関する様々なリスクを説明する際は、分かりやすい表現方法を用いる。そして、密集市街地など防災上危険な地域では、まず避難のあり方や避難施設などについて考えるとともに、自助、共助による避難体制についても、地域が主体となって検討を進めていくことが急務となる。

また、自然災害リスクについては、自然現象という不確実性を伴うものであることから、発生確率や規模についてもある程度幅を持ったものとなる。事前の検討の際には、予測の前提条件や地区の実情を踏まえて適切にリスクの規模などを設定することが望ましい。例えば、人命に関わる避難行動に関する検討などでは、さまざまな複合条件を組み合わせた最悪ケースを設定し、検討の対象とするなどの配慮が必要である。

### (3) 事前復興計画の取組の体系

#### ①他自治体の事例

東京都では、震災復興まちづくり模擬訓練と称して、2000年から震災後の地域、個人、行政の役割を認識、検討する場としての市民参加型の総合的な訓練を継続実施している。

成果としては、①地域に入っていく方法論②参加者の役割意識づくり③地域型仮設住宅（時限的市街地）の認知向上④地域組織と行政が協働で復興に取り組む手順をつくる場⑤地域組織と専門家との関係づくりの場と評価されている。

実施地域に応じた訓練手法の工夫が行われており、点検まちあるき、想定ロールプレイング、デザインゲーム、復興方針づくり、訓練成果のナレッジマネジメントなど様々な手法が開発されている。

（出典 首都大学東京 市古太郎准教授.” 第7章震災復興まちづくり模擬訓練”. 日本建築学会蔵書 8 大震災に備えるシリーズⅡ復興まちづくり, 日本建築学会, H21 年 12 月, p220~256)

また、延焼遮断帯の整備、緊急輸送道路の機能確保、避難場所等の整備、木造住宅密集地域における建築物の不燃化、耐震化など面的な整備の推進を図るため、防災都市づくり推進計画(1995年～)を策定し、重点整備地区などを定めた整備プログラムを明らかにし、都市の防災性の向上に集中的に取り組んでいる。

#### ②阪神淡路大震災復興事業地区の従前取組状況について

下記の文献等からの抜粋引用に示すとおり、地域組織等が整っていたことは、地震直後の連絡調整や円滑な復興に役に立ったとの評価、報告がされている。

・「一番最初に苦労したのは、地元の関係者が相談するにも地元にはいないという状態、話し合うにも場所がないということです。」

・「自治会の役員さんもどこにいらっしゃるかわからないので、相手を探すということです。ある程度分かれば、まちづくりニュースの発行とかになるんですが、そういう協議会とか推進協議会をつくるまでの間、住民の中になかなか入りにくかったということが、神戸市も含めて各市、一番つらいことじゃなかったかなと思う」

（出典 兵庫県都市住宅部計画課.” VIII 被災自治体職員の座談会”. ひょうごの復興都市づくり, H10 年 4 月, p127)

・再開発事業、土地区画整理事業を適用した地区では、一定の事業化の素地ができている事例が多く、事業計画の合意形成や円滑な事業開始に役立った。

■事業地区の従前のまちづくりの取り組み状況

		事業化の 位置づけあり (都市計画決定済)	地域での 準備組織あり (再開発準備 組合等)	要整備の 位置づけあり (都市再開発方針 の2号地区等)	調査・計画の 実績あり	基盤整備の 実績あり (耕地整理、防災交 渉土地区画整理等)	経験なし	合 計
地区数	再開発	15	9	4	1	1	0	30
	土地区画整理	0	1	5	2	2	3	13
	改良	0	0	0	0	1	0	1
	密集	0	0	2	2	1	12	17
	合計	15	10	11	5	5	15	61
構成比 (%)	再開発	50.0	30.0	13.3	3.3	3.3	0.0	100.0
	土地区画整理	0.0	7.7	38.5	15.4	15.4	23.1	100.0
	改良	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
	密集	0.0	0.0	11.8	11.8	5.9	70.6	100.0
	合計	24.6	18.4	18.0	8.2	8.2	24.6	100.0

※事業手法が重複する地区については、主となる事業手法のみで集計

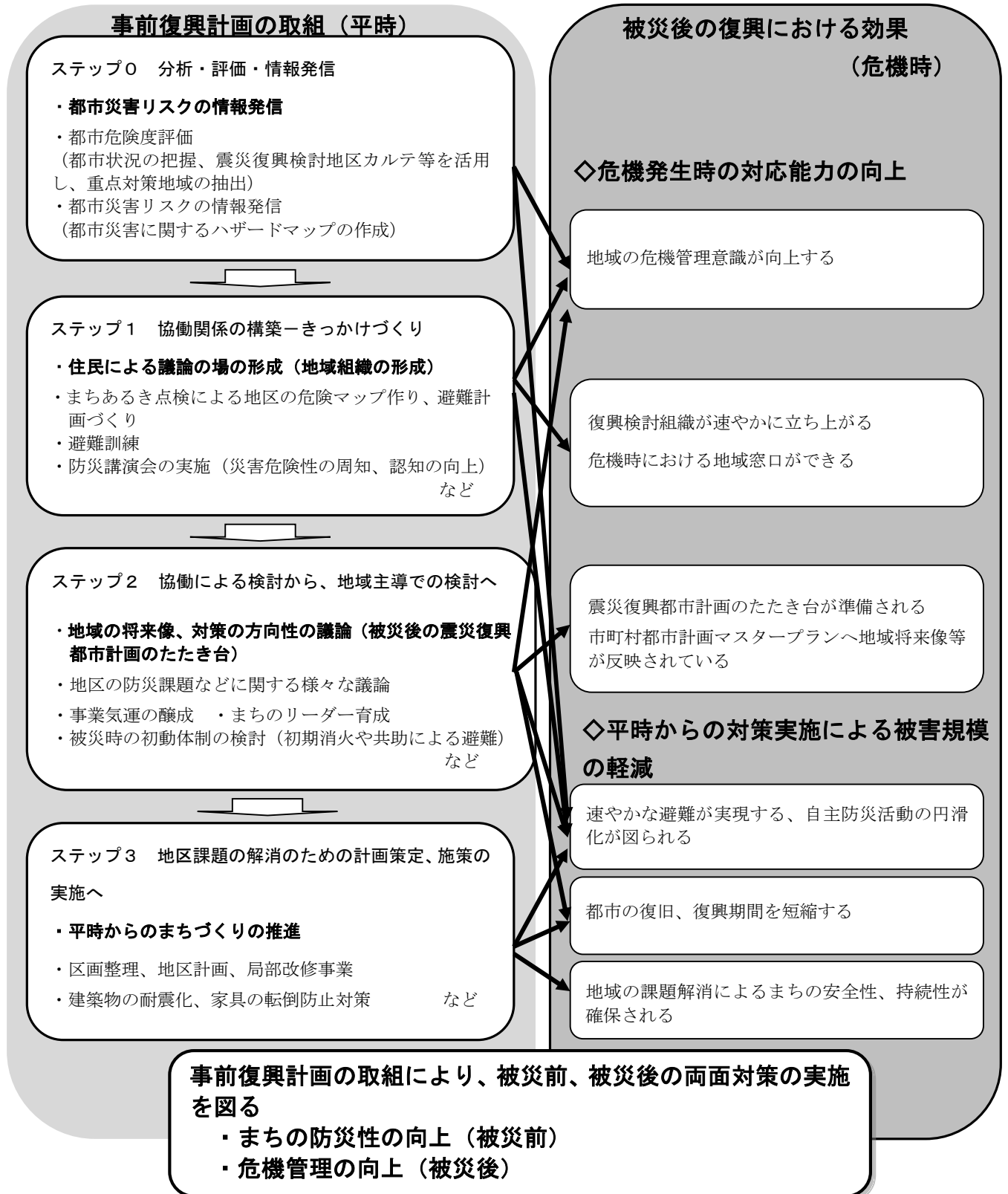
(出典 兵庫県.”第1章市街地復興の取組と調査対象地区の概要”.復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査, H15年3月, p17)



### ③事前復興計画の取組の体系

(行政と地域による協働取組から地域主導での取組へ)

地域の方々との協働関係構築から、計画づくり、事業実施に至る手法、進め方の基本を整理する。また、被災後の復興における効果との関係性を以下に示す。



(県及び市町村が進める取組と備え)

迅速かつ的確な復興計画を進めるため、また、地域との協働検討を牽引していくために、県及び市町村担当職員が進めておかなければならない取組、備えについて整理する。

市町村は、各組織や体制、都市状況に応じて、以下の項目について適切な内容を定め、「災害は必ずやってくる」と意識して、着実に備えを進めるものとする。

県は、市町村が行う取組の支援、市町村における取組の推進を図っていく。

人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定能力育成</li> <li>・ 復興マネジメント能力育成 市町村版の震災復興都市計画策定の模擬訓練 応急、復旧対策全般の知識習得</li> </ul>
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画や業務継続計画（BCP）における都市復興事務の位置づけ 非常時体制、要員の確保</li> <li>・ 必要な資機材の整備 市町村版の震災復興都市計画マニュアルの整備</li> </ul>
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災情報の収集方法の整備</li> <li>・ 都市計画基礎資料（図、データ）の保管、バックアップ整備</li> </ul>

## (4) 平時からのまちづくりにおける留意点

### ① 計画の策定における留意点

市街地再開発事業等は、第三章以降に示す震災復興都市計画の計画指針等に従い抜本的な改良整備を進めていくことが理想と考えるが、現実的には相当困難な場合が多いと想定される。そのため、可能なことから実施していくとともに、いざ災害が起こった時に被害を可能な限り小さく抑えるための防災まちづくりを進めておくことが有効となる。

その方法として、災害のメカニズムの内、被害が拡大する素因を早めに断ち切るための重点的な対策の実施が考えられる。

基本的に、以下の内容について防災対策を進める必要がある。(第三章「建物倒壊・火災のメカニズム」参照)

#### ア 建物倒壊による圧死・逃げ遅れによる焼死

- ・・・住宅・建築物の耐震化の促進

#### イ 道路不備、道路閉塞による避難・消防活動の遅れ

- ・・・避難路の整備、避難路沿いの住宅・建築物の耐震化・不燃化、避難地の整備

#### ウ 遮断するものがないための延焼の拡大

- ・・・延焼遮断帯の整備、建築物の不燃化

アについては、あいち建築減災プラン 2030 に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するものとする。本手引きでは、特に 2)3) に対応して、この順で優先的に取り組むことを基本とする。

津波対策では、破堤、越水に対するハード対策と合わせて、津波避難のための「建物倒壊・火災のメカニズム」の断鎖対策を進めておくことがポイントとなる。(第三章「津波被害のメカニズム」参照)

1 点目の対策としては、地震動に襲われた後でも、迅速かつ確実に避難できるよう避難路や避難地の整備を進めていくことが最も重要となる。また、想定浸水深等に応じて、津波波力に対応できるような建物構造の規制や居室高の基準づくりなどを進める。2 点目の対策としては、都市側と堤防等の施設管理者との協働体制の確保や津波防災地域づくり法等に基づく推進計画の策定が有効である。さらに長期的には、多重対策に繋がる二線堤施設（兼用工作物や盛土）などの検討を進めていくことも考えられる。

これらの事前復興計画の取組の積み重ねにより、津波リスクに対応する地域の将来像や土地利用の見直しがまとまった場合には、世代を超えて持続させる取組となること、多様な土地利用状況に応じたきめ細やかな取組となること等を踏まえながら、着実に将来像に近づくようなさまざまな取組を1点目の対策と併せて進めていくことが考えられる。

## ② 実施における留意点

① で整理したとおり、事前復興計画に基づく事業の推進では、下記の事項に注力していくこととなる。

- ・ 避難路等の整備、避難路等沿道の住宅・建築物の耐震化・不燃化
- ・ 避難地の整備
- ・ 延焼遮断帯の整備、住宅・建築物の不燃化
- ・ 津波から確実に避難できる避難路、避難地・施設の整備
- ・ 津波波力に対応できる建物構造の規制 等

これらを被災前に整備していく方策として、以下に大別できる。

*ア甚大な被害発生の高危険性の高い地区における避難に係る施設を整備する。全体計画を都市計画に位置づけながら、段階的に改善整備を進める*

*イ土地区画整理事業等により一体的に改善整備する*

イは、抜本的な整備が可能ではあるが、財政制約等から危険な地域すべてで適用することは困難であり、アを基本としながら、部分的にイを組み合わせていく方法が考えられる。

これら段階的な推進方策や、これからのまちづくりの推進に必要とされている事業上の工夫、観点について以下に取りまとめる。

(ア) 全体計画を都市計画に位置づけた段階的なまちづくり

a 都市施設、地区施設の位置づけ

避難路等の防災機能のための都市施設を都市計画に位置づけ、計画的に整備する。都市施設とは、幹線・補助幹線(避難道路)、主要な区画道路(地区防災道路)等の道路や、住区基幹公園(避難地)や緑道、広場などである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市施設の都市計画決定</li><li>・ 地区計画における地区施設の指定</li></ul> |
|---|

b 建築物の構造、形態の誘導

新築又は建替え時に、建築物の構造や形態を誘導する。防災機能の確保からは、以下のような指定が考えられる。

- ・道路又は隣地境界からの壁面後退、敷地面積の最低限度、建ぺい率の最高限度の指定により、建てづまりを防止する。
- ・隣地境界からの壁面の指定、高さの最低限度の指定により、延焼遮断帯形成や避難路沿道、避難地周辺の有効な不燃化を促進する。

- ・防火地域の指定
- ・地区計画における建築物の形態規制

### c 道路等の都市施設、地区施設の整備

都市施設、地区施設の整備手法は、用地買収方式の事業が基本となるが、その他、部分的にまちづくりを同時に行う土地区画整理事業を活用することも検討する。

- ・街路事業、道路事業、都市公園事業
- ・住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業

土地区画整理手法を活用した街路整備の手法を以下に紹介する。

用地買収方式の街路事業では、都市計画道路区域外の土地は、残地として買収されず残り、それらの土地が狭小であったり、不整形の場合は、宅地利用できずそのまま空き地として残る場合もある。この場合、区画整理手法を活用して、都市計画道路にかからない土地も含めて区画整理区域に含めて都市計画道路の整備を行うとともに、合わせて沿道の宅地整備を行うことができる。	
沿道区画整理型街路事業	
根拠法	通達：土地区画整理法による公共施設管理者負担金制度を活用した都市計画街路事業の推進について
概要	街路整備に係る沿道の宅地及びその周辺まで一体的に区画整理区域に含め、街路の整備と沿道のまちづくりを一体的に行う。 沿道の宅地のみならず、区画整理区域内の宅地が整形化され、また、過少宅地の救済、敷地の共同利用なども可能となり、健全な土地利用の促進が図れる。
沿道整備街路事業	
根拠法	通達：敷地レベルの区画整理手法を活用した負担金街路事業による都市計画道路の整備の推進について
概要	用地買収方式と「沿道区画整理型街路事業」の中間的な位置づけの手法として「沿道整備街路事業」がある。 街路事業において、沿道地権者の残留希望や代替地希望、共同化希望等の意向に柔軟に対応し、これらのニーズをできる限り反映させながら幹線道路の早期整備を促進する。1つの街路事業の中に用地買収方式の区域と、区画整理手法を活用する区域が共存する。

都市施設、地区施設の整備手法は、用地買収方式の事業が基本となるが、その他、部分的なまちづくりを同時に行う小規模な土地区画整理事業を活用することも検討する。

#### d 生活道路の整備

生活道路の整備手法としては、前述の住宅市街地総合整備事業の活用が考えられる。

その他、必ずしも用地買収によらない道路空間の確保の手法がある。地区計画により位置、幅員等を定め、壁面後退した用地を道路用地として寄付や無償使用承諾を推進する例などがある。その場合、道路としての築造は市町村が行うこととなる。

#### 関連参考-犬山市「犬山市における建築行為等に係る道路後退指導要綱」

道路後退した用地部分に、生け垣、花壇、植栽などをしないよう努力規定を設けて、良好な都市環境の形成を目指す。また、後退部分について、現に公衆用道路として使用されている場合は、固定資産税及び都市計画税の非課税措置、下水道事業受益者負担金の減免措置が受けられる。

## イ 事業実施における様々な工夫

### a 柔軟なまちづくりによる事業の推進

まちづくり事業を円滑に進めるための取組が各地で行われている。特に現在事業中の区画整理事業等において各地で行われている取組は、これから事業を新規に立ち上げる際の参考となる部分が多い。また、復興事業を円滑に進める際に、地域事情に応じた真に必要な計画とするためのヒントとなる。この他にも、様々な事例があるので国土交通省等のホームページなどを参考にされたい。

#### 事業区域や整備する都市施設を見直した事例

##### 下日出谷東地区(埼玉県桶川市)

土地区画整理事業の長期未着手地区や事業停滞地区について、集約型都市構造への再編を進める上での必要性・緊急性の観点から、事業区域や整備する都市施設を見直し、事業進捗を図る。



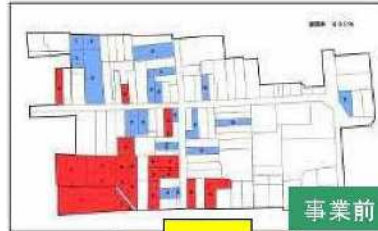
(出典 国土交通省.”多様で柔軟な市街地整備手法”.国土交通省 都市局 市街地整備課,  
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/tayou/tayou.htm>, (参照 2013-3-8))



### 中心市街地の活性化と合わせて、区域を柔軟に設定した事例 彦根本町地区(滋賀県彦根市)

中心市街地において、地域の状況を踏まえ、区域を柔軟に設定するとともに、地権者の土地利用意向等を踏まえ、現位置換地にこだわらず集約換地を行う。密集市街地において、地区防災道路、一次避難地等の整備、不燃化の促進を図ることもできる。

共同利用希望者を集約し、集客施設・来街者駐車場用地を創出



事業前

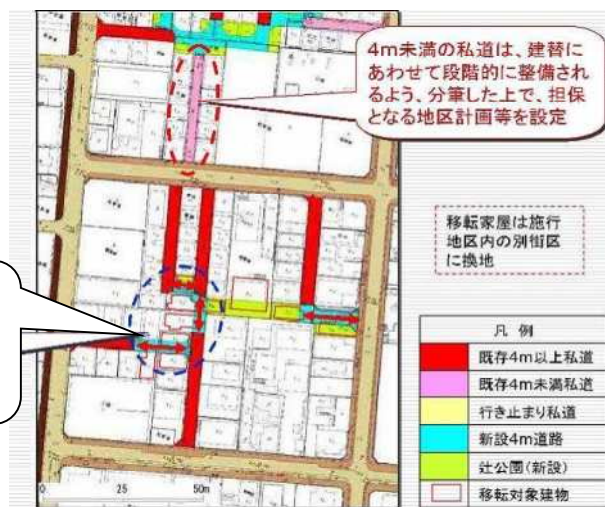


事業後

(出典 国土交通省.”多様で柔軟な市街地整備手法”.国土交通省 都市局 市街地整備課,  
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/tayou/tayou.htm>, (参照 2013-3-8))

### 大規模な更新を行わない既成市街地の修復 篠崎駅西部地区(東京都江戸川区)

幹線道路が整備された「アンコ」の市街地などの整備における、必要最低限の基盤整備と土地利用の整序を行う「修復型の区画整理」である。比較的緊急性が低い道路は、地区計画等で整備計画を担保し、建物の建替にあわせて段階的に整備する方法もある。



(出典 国土交通省.”多様で柔軟な市街地整備手法”.国土交通省 都市局 市街地整備課,  
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/tayou/tayou.htm>, (参照 2013-3-8))

## b 速やかな事業着手のための取組

速やかな事業着手のためには、土地の境界確定、地籍調査が欠かせないことから、市町村はその調査の進捗に努められたい。

また、国の補助制度もあり積極的な活用を図られたい。

### ・地籍測量の重要性について

**仙台市での取組**（出典 河北新報社.”大震災から1年半／集団移転の課題（下）土地取得”  
河北新報, 2012-9-14）

#### <面積確定進まず>

「右に2センチ動いて。そこで止めて」。11日、仙台市宮城野区蒲生。厳しい残暑の中、測量会社の作業員が津波で被災した住宅跡地で測量機器を使い、くいを打ち込む作業に汗を流していた。

一帯は集団移転が促されている災害危険区域。くい打ちは、被災宅地の買い取りに向け、面積確定の過程で必要な仮境界を設ける市の作業だ。

隣地との境界が津波で不明になったり、地震でずれたりした土地の面積確定は容易ではない。所有者が死亡、行方不明のケースではさらに難しい。手間取れば市は買い取れず、被災者の生活再建の足かせにもなりかねない。地籍調査が済んでいれば線引きは比較的早く進むが、仙台市など被災3県の5市町では半分も終わっていない。

#### <立ち合いを省略>

そこで仙台市は公図や道路台帳など既存資料を駆使して仮境界を設け、面積を算出する方針を打ち出した。仮面積は仮境界の写真を添えて土地所有者に送付。異論がなければ、隣接所有者も含めた立ち合いの確認作業を省き面積を確定する。

「立ち合い作業を減らせば、全体の工程短縮につながる」と市移転用地課。年度内に買い上げを始め、事業全体の終了は2015年度中を見込む。

復興庁は7月、複雑な土地問題が復興事業のネックになりかねないと判断し、関係省庁の連絡会を被災3県ごとに設置した。宮城復興局は「土地問題は関係機関が多い。自治体からの相談窓口となり、今後の課題を整理していきたい」と話す。

### ・地籍調査費負担金

地籍調査は市町村等が実施主体となって行われるが、国土調査事業十箇年計画に基づいて行われている地籍調査の実施に必要な経費については、国、都道府県、市町村等の調査実施主体が、それぞれ経費の一部を負担することとされている。（国土調査促進特別措置法第4条に基づく読み替えによる、国土調査法第9条の2で規定。）国が支出している地籍調査の要する経費を「地籍調査費負担金」という。

#### 【負担割合】

- ・市町村が実施主体の場合

国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4
-------	----------	---------

- ・都道府県が実施主体の場合

国 1/2	都道府県 1/2
-------	----------

- ・土地改良区や土地区画整理組合、森林組合等が実施主体の場合

国 2/3	都道府県 1/6	実施主体 1/6
-------	----------	----------

この地籍調査費負担金の対象となる経費は、国土調査法施行令第13条（平成22年改正前の第5条の3）で規定されており、一筆地調査、地籍図根三角測量等の作業に要する経費で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して算定することとなっている。

・地籍整備推進調査費補助金

国土交通省において、地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定\*を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金が創設された。

対象は、人口集中地区または都市計画区域で行う調査・測量であり、一地区あたり500m<sup>2</sup>以上であることが要件となる。補助率は、地方公共団体の場合、1/2以内である。

なお、平成25年度から国が民間事業者等による調査・測量成果に対して直接補助できるよう制度が拡充された。

19条5項指定\*

土地に関する様々な調査・測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同等に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、19条5項指定と呼ぶ。

c 津波被害の危険性の高い地区における事前対策

津波被害の危険性の高い地区における事前の対策事業としては、地震動に襲われた後でも確実に避難できる避難路と高台の避難地や避難施設整備が必要である。特に地震が起きた後でも閉塞しない、沿道が延焼しない避難路、多重避難路の整備が課題となる。

まずは、複数の避難経路の確保、避難施設の整備を進め、避難できるまちづくり整備を進めることが必要である。そして、建物倒壊や火災延焼による閉塞などの可能性を除去し、確実に避難できるまちを形成していくことが重要となる。

その手法は、①全体計画を都市計画に位置づけた段階的なまちづくりに示す方法と同じものとなる。

これら対策検討においては、防災の観点を重視するあまり、地域の発展を阻害するような対策に偏ることなく、地域での創意工夫を活かしていくことが重要で、住民の生活の安定や福祉の向上、地域経済の活性化に配慮する必要がある。

